

鳴門教育大学附属小学校

学校関係者評価報告書

(平成25年度)

平成26年3月

鳴門教育大学附属小学校
学校関係者評価委員会

目 次

学校関係者評価委員会が実施した学校評価について	1
I 学校関係者評価結果	3
II 評価項目ごとの評価	5
A. 教職員・児童・保護者の人権意識を高める研修，授業，啓発活動等の取組の状況	5
B. 学習内容の本質に迫る子どもの育成をめざした授業実践の状況	5
C. 家庭との連携による，日常的な体力向上への取組みの状況	6
D. 学校経営，学習指導等における幼小，小中，小特の連携の状況	6
E. 授業改善，研究推進，教育実習の実施における連携の状況	7
F. 児童の規範意識の醸成をめざした環境整備・指導の実際の状況	8
参考：学校の現況及び目的	9

学校関係者評価委員会が実施した学校評価について

はじめに

本報告書は、保護者、学校評議員、大学教員、その他の学校関係者で構成された学校関係者評価委員会が、附属小学校の教育活動の観察や校長ほかとの意見交換等を通じて、附属小学校の自己評価の結果について評価することを基本に学校関係者評価を実施し、その結果を取りまとめたものである。

1 評価の目的

学校評価は、次の3つを目的として実施するものである。

- ① 学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

2 評価のスケジュール

25年6月	第1回学校関係者評価委員会 ・自己評価にかかる目標及び評価項目について ・自己評価にかかる実施スケジュールについて
9月	保護者参観日の様子を参観
9月	体育大会の様子を参観
11月	オープンスクールの様子を参観
26年2月	第60回小学校教育研究会の様子を参観
3月	第2回学校関係者評価委員会 ・自己評価の結果と改善方策について ・評価委員による評価について
3月	学校関係者評価書の原案作成、評価委員による確認・決定

3 学校関係者評価委員会委員(平成26年3月現在)

中筋 章聡	はぐくみ保護者会監事
三井 良造	(株)三井 代表取締役
濱野 正裕	徳島市教育委員会委員
○ 米澤 義彦	鳴門教育大学名誉教授
大宮 敏恵	徳島大学准教授

○は委員長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 学校関係者評価結果」

「Ⅰ 学校関係者評価結果」では、「Ⅱ 評価項目ごとの評価」において評価項目AからFのすべての評価項目の内容を総合的に判断し、4段階評価で記述している。また、学校の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述している。

(2) 「Ⅱ 評価項目ごとの評価」

「Ⅱ 評価項目ごとの評価」では、評価項目AからFにおいて、当該評価項目が達成されているかどうかの「評価結果」及びその「評価結果の根拠・理由」を記述している。加えて、取り組みが優れていると判断した場合や、改善の必要がある場合には、それらをそれぞれの評価項目ごとに要約して記述している。

(3) 「参考」

「参考」では、自己評価書に掲載されている「Ⅰ 学校の現況及び目的」を転載している。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、鳴門教育大学に提供するとともに、設置者に提出する。

I 学校関係者評価結果

鳴門教育大学附属小学校の学校関係者評価は、内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

優れている主な点として、次のことが挙げられる。

- 人権意識を高める取組みとして、教員に対しては、人権問題学習の研究授業や授業研究会、徳島県阿南市にある「柳島隣保館」へのフィールドワークなどを実施し、より充実した研修を行っている。また、児童に対しては、人権教育全体計画を作成するとともに、各学年ごとに「学年目標」を立てて日常の学習活動の中で人権教育を実施している。さらに、長年行っている「はぐくみ講座」での人権教育講演会やオープンスクールでの全校一斉の授業公開は、保護者へ向けての啓発活動として非常に有意義な取組みである。
- 本年度の研究主題である「学習内容の本質に迫る学びの創造」をすすめるために、大学教員との合同研究会、各教科・領域等による研究推進授業及び授業研究会の開催など、活発な研究活動を展開している。さらにこれらの成果を平成26年2月8日に開催した第60回小学校教育研究会で発表し、500名を超える参加者から高い評価を得ている。
- 昨年度と同様に、従来「指導・助言者」として協力を得ていた鳴門教育大学の教員を「共同研究者」と位置づけて、研究会に向けて意見交換を行うとともに、専門的立場から指導を受けた。このため、研究授業や教育研究会に向けた大学教員との打ち合わせ（事前指導）は、昨年より大幅に増加してそれぞれ70回を超え、「共同研究」が軌道に乗ってきている。また、鳴門教育大学の教員が共同研究者となったために、研究会当日の指導・助言者としては県内外の教育関係者（大学教員、指導主事など）を招くことができ、幅広い視点での指導・助言を受けることができるようになっている。
- 昨年度の「生活習慣調査」によって、「運動する機会が少ない」ということが明らかになっていたため、本年度は学校保健委員会主催で、「家庭でできる体力づくりに関する実技講習会」を実施したり、学年だよりの「今月のめあてと反省」に「運動欄」をもうけるなど、継続的な運動への取組みが家庭でも実施できるように工夫している。また、休み時間に「はぐくみグループ」で長縄飛びやドッジボールをするなど、運動を通して、学年を超えた児童の「体力づくり」のための交流の輪が広がっている。
- 附属学校園間、特に従来からの懸案である小中の連携に関しては、9年間を見通した教育への方向性を明確にするために、学校教育目標の共有化を図ろうとしている。特に本年度は、夏休み期間に小・中の全教員が参加して「生徒指導研修会」を開催し、相互の連携を深めている。また、それぞれの研究発表会に相互参加するなどして、お互いの教育の実態や研究の内容を具体的に把握することに努めるなどの進展が見られる。また、小・特の連携に関しては、主に5年生が中心となって、総合的な学習の時間を利用して、附属特別支援学校の児童・生徒との交流を深めている。
- 大学との連携においては、前述のように、教育研究会に向けて、従来の「指導・助言を受ける立場」から「共同研究」を行う立場へと意識変換を計り、成果をあげている。
- 従来から課題となっているバス通学をしている児童のマナーの向上について、バスへ乗降する時や乗車中の最低限のマナーを意識させるために、教員が分担して通学バスに乗り合わせたり、高学年の児童が低学年の児童を指導する機会を与えるなどの試みを行っている。

- 児童が地域の人々へ積極的に挨拶ができるように、教員と児童が一体となって、NGF (nice greeting fuzokushogako) 運動を進めて効果を上げている。

改善を要する主な点として、次のことが挙げられる。

- 本年度は、「学習内容の本質に迫る学びの創造」を主題として研究を進めてきたが、「学習内容の本質」という用語の意味についての教員間の共通理解が不十分で、「消化不良」気味であった。したがって、次年度以降は、「学習内容の本質とは何か」ということについて、教員間の共通理解を得た上で、具体的な課題に取り組む必要がある。
- 運動への意識は高まったものの、継続的に運動する機会をもつことが不十分な児童も多く存在しており、全校で取り組むことができる運動の機会を定期的にもつことが望まれる。
- 幼小連携については、「幼小連携推進部会」が設置されたものの、担任間あるいは学年間の連携にとどまっている。
- 小中の連携に関しては、距離的に離れていることもあって、十分な意思の疎通ができているとは言えない。「生徒指導研修会」のような会合を定期的に行う必要がある。また、学校教育目標の共有化をさらに進めるとともに、児童・生徒の交流の機会を創出する必要がある。
- 大学との連携においては、大学教員を共同研究者と位置づけて共同研究を進めているが、大学教員には「指導・助言」から「共同研究」に変わったという意識が十分に浸透しておらず、その方法を改善していく必要がある。また、これをより継続していくためには、大学側の組織的な取組みも必要である。
- バスでの登下校に関しては、乗り合わせた乗客の方からお叱りの電話を受けることも時折あり、規範意識の定着に至っていない一部の児童に対しては、保護者の協力を得ながら、さらにきめ細かな対応をする必要がある。

○「学校関係者評価結果」は、次の4通りで判断している（「Ⅱ評価項目ごとの評価」の判断も同じ）。

- A 十分達成されている
- B 達成されている
- C 取り組まれているが、成果が十分でない
- D 取組が不十分である

○上記のほか、「学校関係者評価結果」として、評価項目のなかから抽出した「優れた点」、「改善を要する点」を要約して記述する。なお、「優れた点」、「改善を要する点」を要約するに当たっては、当該学校の目的に照らして、重要な位置付けにあると考えられる取組状況を考慮した上で、精選・整理したものを記述する。

II 評価項目ごとの評価

評価項目A 教職員・児童・保護者の人権意識を高める研修、授業、啓発活動等の取組の状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

（評価結果の根拠・理由）

昨年度見直しを行った人権教育全体計画に基づいて、教員に対しては、人権問題学習の研究授業や授業研究会、徳島県阿南市にある「柳島隣保館」へのフィールドワークなどを実施し、より充実した研修を行っている。また、児童に対しては、各学年ごとに「学年目標」を立てて日常の学習活動の中で人権教育を実施するだけでなく、「縦のつながり」を意図した活動にも取り組んでいる。

さらに、保護者に対しては、例年通り「はぐくみ講座」での人権教育講演会やオープンスクールでの全校一斉の授業公開などの啓発活動を行うとともに、保護者向けの講演会については、その内容を校誌「はぐくみ」に掲載し、講演会に出席できなかった保護者を含めて、保護者全員に周知する努力を行っており、教員、児童及び保護者がそれぞれ連携した人権学習が展開できている。

一方、教育実習生に対しては、教育実習期間中に人権教育に関する講話を行うとともに、低・中・高学年の各1学級において人権教育の研究授業及び授業研究会を行って人権意識を高める活動も行っている。

評価項目B 学習内容の本質に迫る子どもの育成を目指す授業実践の状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「B 達成されている」と判断する。

（評価結果の根拠・理由）

新たな研究主題「学習内容の本質に迫る学びの創造」を設定して研究を進めている。研究の実際としては、学習内容の本質を「学習内容が有する、よりよく生活（学習）することにつながるよさ」と措定し、各教科等における「学習内容の本質に迫る」ということを見つめ直し、それを子どもの実態に合った形で授業として具現化しようとしているが、「学習内容の本質」という用語の持つ意味が教員間の共通認識を得ておらず、教科ごとの理解にとどまっている。したがって、「リアリティや専門性のある課題の設定と学習内容の本質に迫る子どもの姿の明確化する」という意図が消化不良となっている。このことは平成26年2月8日（土）に開催した第60回小学校教育研究会の参加者からの「学習内容の本質に迫る学びの姿とはどのようなものを示すのかわかりづらい」、「主題が大きく、子どもの姿と結びつけるのが難しい」という意見などからもうかがえる。

また、昨年度から、大学教員を「共同研究者」と位置づけ、研究の方向性、教材の選択等を共同ですすめている。その結果、研究会での公開授業の中身が濃くなったと感じられたが、「研究主題」とらわれるあまり、授業内容に対する児童の理解が不十分な教科も散見された。次年度以降、児童の「理解」を深めるための手立てを「創造」する必要がある。

評価項目 C 家庭との連携による、日常的な体力向上への取組の状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

（評価結果の根拠・理由）

本年度は、昨年度の生活習慣調査の「運動する機会が少ない」という結果に基づいて学校と家庭が連携して課題解決に取り組んでいる。特に、学校保健委員会が中心となって、「家庭でできる体力づくりのための実技講習会」を開催するとともに、学年だよりの「今月のめあてと反省」の中に「生活」「学習」に加えて「運動」欄を設け、家庭を巻き込んだ児童の「体力づくり」に取り組んでいる。その結果、全国の5、6年生を対象に行われる「三種競技記録測定」では、徳島県下の郡市の平均を上回る結果が得られている。

また、休み時間に、同じ「はぐくみグループ」に属する児童が、学年を超えて長縄飛びやドッジボールをして遊ぶ姿が見られるようになり、学校全体で取り組んでいる「児童の体力づくり」の結果が具現化している。ただ、児童の運動への意識は高まったが、運動を継続的に行うレベルには達しておらず、今後の課題である。

評価項目 D 学校経営、学習指導等における幼小、小中、小特の連携の状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

（評価結果の根拠・理由）

本年度は、「学校経営、学習指導等における幼小、小中、小特の連携」をテーマとし、幼稚園・小学校・中学校における11年間あるいは12年間における子どもの健やかな成長をめざした連携を求めるとともに、附属特別支援学校との連携を深める実践を行っている。

幼小の連携においては、幼稚園の「平成25年度幼児教育研究会」において、幼稚園の文部科学省より指定されている「幼小接続の教育課程の開発」の一環として、「幼児の科学的思考がどのように芽生え、小学校以降の学習にどのようにいかされていくか」に目を向けた合同保育／授業と、授業説明・保育協議を行った。また、2月に開催された「第60回小学校教育研究会」では、生活科の授業を公開し、同分科会のパネルディスカッションでは、附属幼稚園の佐々木教頭と辻本教諭がパネラーをつとめるなど、「地の利」を生かした連携が行われている。

さらに、毎年10月に実施している合同避難訓練（津波）において、本年度は6年生の児童が幼稚園の年少組、年中組の園児の手を引いて避難し、6年生の自覚を育てる上でも有用であった。

小中の連携では、教員が相互に「研究発表会」や「教育研究会」に参加したほか、夏休み期間中（8月26日）の生徒指導研修会では、附属小・中学校の全教員が参加し、それぞれの生徒指導の現状と課題について、全体で、あるいは小グループになって協議を行っている。このような場が互いの連携を強めることになると考えられる。また、中学校からの誘いで、12月4日（水）に附属中学校で行れた狂言鑑賞会に本校5年生が参加し、伝統的文化に親しむ狂言教室の形ではあるが、小中合同の授業は中学生にとっても、小学生にとっても刺激になる学習の場となったと思われる。

小特の連携では、5年生が総合学習の単元「心かよわせてー特別支援学校の友達と交流しようー」を5月から12月にかけて行っている。その中で、6月から7月にかけてプールと一緒に「遊ぶ」な

どの交流を行っており、本校児童が「障害のある友だち」を理解するきっかけとなっている。この交流が実りあるものになっているのは、附属特別支援学校教員の協力によるところが大きい。

評価項目 E 授業改善，研究推進，教育実習の実施における連携の状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

(評価結果の根拠・理由)

これまで授業改善，研究推進等における鳴門教育大学の教員と附属小学校教員との関係は，授業研究会に向けて，附属小学校教員が大学教員から「指導助言を受ける」ものであったが，昨年度からは，大学教員と附属小学校教員とが「共同研究を行う」立場に変更された。

その結果，共同研究にかかわった大学の教員は20名で，研究授業や教育研究会に向けての大学教員の事前指導が，それぞれ73回と79回に及んでいる。このため，本校教員の意識も「助言をいただく」から「共同研究をする」立場に変わってきており，今後もこの体制を維持するとともに，より機能を持つものへと改善していく必要がある。

一方，鳴門教育大学の教員を共同研究者としたために，昨年と同様に，徳島県教育委員会や総合教育センターの指導主事，徳島県小学校教育研究会の部会長，鳴門教育大学以外の大学関係者を「指導・助言者」として迎えることができ，地域とのかかわりを深めるうえで，また，本校の研究を広く全国に問う上で大変有意義であったと思われる。

教育実習は例年通りの内容で行われたが，従来にも増して大学との連絡体制を密にしている。すなわち，大学の現地教育担当の教員の助言によって，従来は「手書き」であった授業の「指導案」をパソコンで作成することにするなどの「近代化」を図っている。ただ，昨年度も指摘したように，教育実習期間中に行われる研究授業以外の授業については大学教員の参加は少なく，教育実習の充実のためにも一人でも多くの大学教員の授業参観を期待したい。

評価項目 F 児童の規範意識の醸成をめざした環境整備・指導の実際の状況

【評価結果】 以下の内容を総合し，4段階評価中の「B 達成されている」と判断する。

(評価結果の根拠・理由)

昨年度に引き続いて，児童自身が規範に対する関心や自覚をもち，秩序を尊重しようとする態度や意欲をもつようになる基盤，すなわち規範意識醸成の基盤として，

- ・自己決定の場をもつ「自分でできる子」
- ・自己存在感をもつことができるようにする「伝えよう自分」
- ・人間的ふれあいを重視する「心をつなごう」

の3つの視点から取組みを行っている。具体的には，登下校時の安全の確保，校内（廊下や階段）の安全な通行である。

登下校時の安全の確保では，バスを利用して登下校している児童一人ひとりに，公衆道徳を身に付けさせ，安全に登下校できるようになることを目標として，教員による指導（2か月に1回児童

とともにバスに乘車し、場面に応じて指導を行う)を行うとともに、5、6年生による下級生への指導も常時行っている。また、年度のはじめには、バス通学の全児童に対して講習会を行い、バスの待ち方、バスの乗り降りの仕方、バスに乗っているときの態度、バスでの忘れ物などについての指導を行っている。しかし、時折、乗り合わせた乗客の方から電話を受けることもあり、規範意識の定着が十分ではない。マナーを守れない一部の児童に対しては、保護者の協力を得ながらきめ細かい指導が必要である。

また、学校正門前の歩道は自転車の通行が多く登下校時の事故が懸念されるが、歩道を通行するときには、車道とは反対側寄りを1～2列で歩行するように指導を徹底するとともに、毎朝、数名の教師が立哨を続けている。

朝の挨拶では、NGF(nice greeting fuzokushogako)をスローガンに掲げ、教頭や日直の教師が歩道で挨拶をしたり、生活委員会の児童も正門前で挨拶をしたりして、ふれ合いを大切にしている。これらの活動により、多くの児童が自分から挨拶するようになっている。「挨拶をする」という行動によって、児童同士はもちろんのこと、地域の人々との間にも「心の交流」が生まれ、児童の中に意識はされないけれども規範意識が醸成されるものと期待される。

校内(廊下や階段)の安全な通行に関しては、学校内の通行に関する具体的活動として、一昨年度より廊下や階段の中央に黄色のテープを貼り付けて、意識しなくても「右側を歩く」ことができるようにしたり、廊下を走っている児童に対して、教員や生活委員会の児童が声をかけるようにして、自分の行動を意識できるようにしている。また、本年度は「右側通行大作戦を成功させよう」というスローガンを掲げ、業間や昼休みなどに代表委員会の児童が中心となって全校児童に声かけを行うなど「相手を意識した右側通行」が浸透しつつある。

このように、児童の規範意識は徐々に高まっていると考えられるが、教師主導ではなくて、高学年の児童を中心とした「児童の自主的な活動」として定着させることが必要であろう。また、児童の発達段階を踏まえた指導を行うために、児童の規範意識の醸成についての教師の共通理解を深めることも肝要である。

【参考】

学校の現況及び目的

1 現況

- (1) 学校名 鳴門教育大学附属小学校
- (2) 所在地 徳島市南前川町1丁目1番地
- (3) 学級等の構成 1学年 3学級 6学年 18学級
- (4) 児童数及び教員数(平成25年5月1日現在)
児童数 667人 教員数 26人(正規教員)

2 目的

(1) 目的・使命

本校の目的は、附属小学校校則第1条において「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施するとともに、鳴門教育大学(以下「本学」という。)における児童の教育に関する研究に協力し、かつ、本学の計画に従い学生の教育実習等の実施に当たることを目的とする」と定めており、本校は義務教育を行う任務とともに、教員養成大学の附属小学校として、次のような使命をもった学校である。

- ① 大学と一体となって、教育の理論及び実践に関する科学研究を行う研究学校としての使命
- ② 地域の教育課題の解明、参観者への指導・助言、文部科学省・県教委・地教委等からの要請による教員派遣など、教育界の発展に寄与する使命
- ③ 鳴門教育大学の学部学生及び大学院生の教育実習等を行う使命

(2) 教育目標

本校は、校則第1条に示されている小学校教育の目的の達成のため、次のような学校教育目標を掲げている。

知・徳・体の調和的人格の完成をめざし、自主性、協力性、創造性、及び豊かな人間性をそなえ、社会の発展に寄与する態度をもって児童を育成する。

(3) めざす子ども像

本校は、学校教育目標に基づき、次のように「めざす子ども像」を明確に示している。

- 思いやりある子ども
- たくましく生きる子ども
- よく考える子ども

(4) 平成25年度重点目標

鳴門教育大学との連携を密にし、中期目標・中期計画・本年度計画等の実現に努めながら、次の5点から教育目標の具現化を図る。

- ① 人権教育の徹底を図る。
- ② 学習内容の本質に迫る子どもの育成を目指す。
- ③ 体力の向上を図り、健康でたくましい子どもの育成をめざす。
- ④ 幼小、小中、小特の連携を進める。
- ⑤ 大学及び他の教育機関との連携を進める。

(5) 評価項目

上記重点目標と前年度自己評価を鑑み、次の6点の評価項目について自己評価を行う。

- A 教職員・児童・保護者の人権意識を高める研修，授業，啓発活動等の取組の状況
- B 学習内容の本質に迫る子どもの育成を目指した授業実践の状況
- C 家庭との連携による，日常的な体力向上への取組の状況
- D 学校経営，学習指導等における幼小，小中、小特の連携の状況
- E 授業改善，研究推進，教育実習の実施における連携の状況
- F 児童の規範意識の醸成をめざした環境整備・指導の実施の状況（登下校，校内の通行，挨拶）